

「『裁判員制度に関する検討会』 取りまとめ報告書」について

1 取りまとめ報告書の趣旨

「取りまとめ報告書」は、平成21年9月から平成25年6月まで、18回にわたり開催された「裁判員制度に関する検討会」における議論等の経過及び内容を取りまとめたもの

2 取りまとめ報告書の概要

(1) 総論

裁判員制度の運用状況はおおむね順調であるとの評価

(2) 法改正を要する事項について

① 審理が極めて長期間に及ぶ事案について

公判審理の期間が極めて長期間に及ぶ事案につき、裁判員の負担が過重なものとなる事態を避ける等の観点から、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することができることとする制度を導入すべきである

② 甚大な災害発生等の非常事態時における候補者の呼出しと辞退事由の在り方について

甚大な災害等によって、一定範囲の候補者が辞退の申出をした場合には辞退が許可されるであろうことがおよそ明らかであるものの、他方で、辞退の申出自体が著しく困難である場合、裁判所において、例外的に、そのような候補者に対して呼出状を送付しないという取扱いを可能にする根拠規定を設けるとともに、非常事態にあるがために出頭が困難であるといった内容の辞退事由を独立した新しい辞退事由の類型として規定するという法制上の措置を採るべきである

③ 被害者等に対する配慮のための措置について

裁判員等選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負担への配慮の在り方に関連し、選任手続における被害者等に対する配慮義務を定めるような規定を新設することが望ましい